

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会報告

平成18年12月19日

目 次

はじめに	1
I 育成者権取得・権利行使を容易にするための方策	2
1 育成者権の付与手続の充実と迅速化	2
2 侵害対策支援業務の充実・活用等	3
3 特性調査項目の過多指定の見直し	4
4 制度改正を視野に入れた検討	5
II 個人、中小企業等に対する侵害対策への支援策	6
1 育成者権侵害に対する相談・助言体制の強化	6
2 裁判外での育成者権侵害紛争の適正・迅速な解決	7
III DNA品種識別技術開発の促進、水際取締り制度等に関する総合支援策	8
1 DNA品種識別技術の開発	8
2 水際取締り制度の利用	9
IV 意図せぬ権利侵害を防ぐための制度の普及啓発、適正な契約の定着促進の方策	9
1 登録品種であることの表示の取組み	9
2 適正な許諾契約の定着促進	10
V 海外での権利取得に対する支援策	10
VI 海外での育成者権の戦略的な行使方策	12

(別添)

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会「制度分科会」報告	13
1 はじめに	14
2 基本的な方向性について	14
3 品種登録表示の導入について	15
4 民事訴訟の特則の導入について	16
5 罰則の見直しについて	20
6 品種識別鑑定について	21

(参考)

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会の開催について	23
----------------------------------	----

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する総合戦略

はじめに

農林水産分野の知的財産である植物新品種は、我が国農業の振興と国際競争力の強化を図るための重要な要素である。植物新品種として出願・登録される品種数は年々増加しており、これらを知的財産権としての的確に権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用することが極めて重要である。

一方、近年、我が国の登録品種が海外へ違法に持ち出され、その収穫物が違法に輸入される事例が顕在化し、育成者権への社会的な関心を集めている。こうした中、国としてはこれまで、育成者権の効力の対象を加工品にまで拡大し、また育成者権の存続期間を延長、育成者権侵害に対する罰則の強化を図る等の措置を講じてきている。さらに、独立行政法人種苗管理センターにおける育成者権侵害対策に対する各種支援策の整備を進めること等により、国内のみならず海外における育成者権の積極的活用の基盤を整えてきたところである。

農林水産省としては、平成18年6月2日、農林水産省知的財産戦略本部において「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」を決定し、植物新品種の育成者権の保護・活用の強化を図るための具体的な検討の場として、育成者権者（種苗会社等）、農業生産者及び法律専門家等から構成される検討会を設け、年内を目途に、新品種の保護・活用に関する総合戦略を策定することとした。

また、「知的財産推進計画2006」（内閣知的財産戦略本部決定。平成18年6月8日）においても、ア）品種保護制度をより使いやすくするため、必要に応じて制度を整備すること、イ）育成者権の侵害に係る懲役刑の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備すること等が検討事項として盛り込まれたところである。

このような経緯を踏まえ、本年7月25日、「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」（座長：早稲田大学法学部、渋谷達紀教授）が設けられた。本検討会においては、「植物新品種の育成者権の取得を促進するとともに、育成者権侵害対策を強化し、育成者権の積極的かつ効果的な利用を促進することにより、農業分野における知的財産権の適切な保護・活用を図る」ことを基本目標に掲げ、①育成者権の取得促進、②育成者権侵害対策の強化、③育成者権の積極的活用、④海外における権利取得及び権利行使に向けた支援等を重点課題として、今後必要と考えられる施策を幅広く検討し、ここに総合戦略としてとりまとめた。

今後、農林水産省において施策や行動計画の具体化を行い、本総合戦略を着実に推進するよう期待するものである。

I 育成者権取得・権利行使を容易にするための方策

1 育成者権の付与手続の充実と迅速化

(1) 現状

- ① 植物新品種保護制度を積極的に活用しようとする育成者権者の意識の高まりと、植物新品種に対する農業生産者・消費者のニーズの多様化から、品種登録出願は年々増加を続けている（平成17年度で1,385件、品種登録件数は1,110件）。
- ② 品種登録審査業務は農林水産省において実施され、現在23名の審査官の体制で行われている。現状では、品種登録出願から出願公表までに平均約7か月（平成17年度）を、品種登録出願から品種登録までに平均約3.2年（平成17年度）を要している。また、審査の過程において独立行政法人種苗管理センターで実施される栽培試験の点数は、平成17年度実績で655件（委託を含む。）である。
- ③ 審査の迅速化と育成者権の早期付与への期待に応えるため、農林水産省及び独立行政法人種苗管理センターでは、審査・栽培試験体制の強化を順次進めてきている。また、審査書類の見直しも進められており、平成18年の省令改正により、5つの植物の種類について出願時に提出する特性表の記入項目が大幅に削減され、願書及び説明書の書式がUPOV（植物の新品種の保護に関する国際条約）の様式に沿って簡略化されたところである。また、UPOVの審査ガイドラインに沿って全植物品種の審査基準の見直しも進められているところであり、現在までに合計33植物（稲、大豆、いちご、トマト、きく等）の審査基準の形質数が削減された。
- ④ 現在までのところ、欧州植物品種庁（CPVO）との間においては、平成18年11月に審査報告書の相互利用による審査協力が合意されたところであるが、アジア諸国との間においては審査協力による審査報告書の相互利用は行われていない。

(2) 施策のあるべき方向

① 審査体制の拡充・強化

審査の質の充実を図りつつ、審査の迅速化（審査期間を平成20年度までに世界最速水準の2.5年に短縮することを目標）と、増加する登録出願への対応（年間出願件数を平成22年度までに2,000件を突破することを目標）に向けた取組みを強化する必要がある。具体的には、出願件数の増加に応じた審査官の計画的増員、独立行政法人種苗管理センターにおける栽培試験実施体制の強化及び実施点数の増強、審査登録業務の支援・迅速化のための総合的な電子システムの構築等を計画的に進めるべきである。

② 審査に係る人材の養成・確保

審査に係る質の高い人材を育成・確保するため、審査官の卵となる「審査官補」制度を新設し、段階的な人材育成を図るべきである。また、審査技術研修会等を充実させ、審査官の能力向上を図るとともに、専門性の高い審査官の確保を目指し、審査官になる者の要件の明確化を図るべきである。

さらに、海外との審査協力、権利侵害への対応を強化するため、審査官をUPOV作業部会等へ積極的に参画させること等により、育成者権に係る国際的な状況・政策動向に精通し、専門的知見を備え、国際的議論をリードできる審査官の育成を行う必要がある。

③ 海外との審査協力の推進

EU、アジア諸国等のUPOV同盟国との審査協力を進めるための基盤作りとして、栽培試験の方法、審査基準の調和等、審査の国際標準化を急ぐべきである。将来的には、審査データの相互利用を図り、国際的な審査の効率化・迅速化を推進すべきである。

2 侵害対策支援業務の充実・活用等

(1) 現状

- ① 近年、登録品種の種苗が違法に海外に持ち出されたり、その収穫物が違法に輸入された侵害事例が生じている（平成17年以降は、おうとう、カーネーション、きく等）。これらは、新聞等を通じて報道され、社会的に大きな関心を集めた。
- ② 育成者権者に対するアンケート調査によると、回答者の約34%が権利侵害（その疑いのあるものを含む。）を受けた経験があると答えており、内訳としては国内での権利侵害が大半を占めるものの、海外での侵害も4分の1程度発生している。独立行政法人種苗管理センター等に求めたい支援としては、品種の同一性の確認や侵害情報の収集を挙げる声が多い。
- ③ 独立行政法人種苗管理センターは、侵害対策支援として、侵害情報の収集及び提供、相談・助言のほか、侵害についての判断を支援する品種類似性試験として、特性比較（依頼者が提出した品種と登録品種の植物体の特性を目視及び計測により比較調査）、比較栽培（依頼者が提出した種苗を栽培試験と同一の方法で栽培し特性を比較調査）及びDNA品種識別を実施している。また、平成18年4月からは、侵害状況記録書の作成及び証拠品（植物体）の維持及び保管を行っている。
- ④ 平成17年4月、独立行政法人種苗管理センターにおいて育成者権侵害対策支援を担う品種保護対策役（通称：品種保護Gメン）を設けたところであり、平成18年4月にこれを4名体制（つくば、西日本）から10名体制（つくば、西日本、北海道、雲仙、沖縄）に拡充した。

(2) 施策のあるべき方向

- ① 種苗管理センターにおける侵害対策支援業務の強化

独立行政法人種苗管理センターが行っている侵害対策支援は、育成者権者の強いニーズに応えるものであり、示談交渉・裁判において一定の役割を果たすことが期待されることから、これを継続・強化すべきである。特に、品種保護Gメンの増員及び全国配置を進めることとし、このための人材育成・確保を計画的に推進すべきである。その際、品種保護Gメンとなる者の要件の明確化を図り、関係者からの信頼を維持することにも努める必要がある。

また、独立行政法人種苗管理センターにおけるDNA品種識別、証拠品（植物体）の維持・保管業務の整備・強化を行う必要がある。なお、独立行政法人種苗管理センターの行う侵害情報の収集・整理・提供の業務については、他の機関（都道府県、市場等）とも連携して行うべきである。また、侵害状況の記録書作成等に際しては、権利者及び品種の利用者双方の中立性に留意しつつ進める必要がある。

② 品種識別に関する鑑定能力の向上

権利侵害を判断する際に行われる、品種識別に関する鑑定に必要な品種類似性試験については、ア) 外観による特性比較（簡易・迅速に類似性の程度について客観的資料を得ることができる。ただし、栽培条件の違いにより、特性の発現が異なる場合が多く、また、外観からは生理的特性の判定が難しい等の理由から、判別が困難な場合が多い。）、イ) 比較栽培（信頼性の高い結論が得られる。ただし、侵害品からの植物体の再生が困難な場合があるほか、栽培適期が限られ、栽培試験に一定の時間を要する。）、ウ) DNA品種識別（迅速・客観的な判断が可能であるが、現状では適用できる植物の種類及び品種が限定されており、鑑定のための技術開発も途上にある。）の各手法それぞれの特長を活かしながら、その積極的活用を進めていく必要がある。

③ 品種識別に関する鑑定制度の導入の検討

品種識別に関する鑑定は、現状では侵害対策支援の一環として独立行政法人種苗管理センターにおける事実上のサービス業務として行われている。将来的には、これを国等による品種識別に関する鑑定として制度化する可能性についても検討すべきである（別添の制度分科会報告を参照）。権利侵害における鑑定といった迅速な対応が要求される場面ではDNA品種識別が有効な手段であるが、現状ではDNA品種識別の対象とする植物の種類・品種は相当限られており、これらのことから、当面はまずDNA品種識別等鑑定に関連する技術的基盤の確立を急ぐべきである。

3 特性調査項目の過多指定の見直し

(1) 現状

- ① 品種登録の要件の一つである区別性の判断基準として、「重要な形質」が植物の種類ごとに農林水産省告示で定められている。この「重要な形質」の下位には、審査の対象となる多くの形質（特性調査項目）が、それぞれの植物ごとの審査基

準により定められている。このような我が国の審査基準は、国際基準と比較し特性調査項目が多い状況（過多指定）にある。

- ② 現行の特性調査項目の中には、栽培方法の違いによって影響を受けやすい形質が含まれている。

（２）施策のあるべき方向

- ① 品種の区別性の基準となる「重要な形質」及びそれを受けた審査基準を改め、特性調査項目の過多指定を国際基準並みに見直すことにより、品種の区別性判定の明確化・容易化を図るべきである。これにより、品種間の差異が拡大され、育成者権の実質的な強化につながることを期待される。
- ② このため、現行の種類別審査基準（約５００種類）すべてについて、UPOVにおける議論等も踏まえて国際基準と調和させる方向で見直しを進め、農業資材審議会種苗分科会での議論を経た上で、重要な形質及び審査基準の改定を図るべきである。

４ 制度改正を視野に入れた検討

（１）制度分科会における検討

本検討会の制度分科会において、平成１８年１０月２６日、①登録品種である旨の表示の義務化、②侵害訴訟における特則の導入、③侵害罪等の罰則の見直し等について検討を行い、別添「制度分科会報告」のとおりとりまとめを行ったところであり、これに即して所要の法改正等を行うべきである。

（２）自家増殖の特例見直しの具体的な検討への着手

ア 現状

- ① 平成１６年１２月に、「植物新品種の保護に関する研究会」における検討及びパブリックコメントを経てとりまとめられた同研究会報告においては、「新品種の育成者の正当な利益を確保し、新品種の育成を促進して我が国農業の国際競争力の強化を図るためには、農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大し、将来的には、自家増殖には原則として育成者権を及ぼすことを検討すべきである。・・・このため、当面は、A：自家増殖に関する許諾料の徴収等の契約が定着した植物、B：従来我が国ではほとんど経済栽培が行われておらず、自家増殖の慣行のほとんど存在しなかった植物、及びC：新たに栄養繁殖による増殖が開始されており、かつ、種子繁殖による自家増殖の慣行がほとんどない植物について、順次、育成者権の効力が自家増殖に及ぶ植物として追加していくことが適当」とされた。
- ② 上記の研究会報告に基づき、農林水産省においては平成１８年８月１日の省令改正により、自家増殖に育成者権者の許諾を要する植物として５８種類を追加指定（平成１９年８月１日施行）した。これにより、現在、自家増殖に育成者権者

の許諾を要する植物は81種類に拡大した。

- ③ 近時、知的財産の保護・活用に関する我が国全体の取組みは目覚ましく、農林水産分野においても「攻め」の農政の重要な手段としての植物新品種の保護の強化が求められている。そもそも自家増殖は、国際条約（UPOV）においては原則禁止の取扱い（限定的に例外を認めることが各国の判断に委ねられている。）となっている。しかしながら国内的には、自家増殖が稲等の種子繁殖植物や果樹等を中心に慣行的に行われてきており、種苗法においても一部の例外を除き原則自由となっていることから、これが農業生産者側に育成者権についての意識を根付かせる障害にもなっていると考えられる。

イ 施策のあるべき方向

- ① 育成者権の保護・活用をより一層推進する観点から、平成16年度の「研究会報告」において、「将来的には、自家増殖には原則として育成者権を及ぼすことを検討すべきである」としたことを受け、自家増殖に関する制度改正に向けた具体的な検討を開始すべきである。
- ② 具体的な検討を開始するに当たっては、自家増殖に関する現状の把握、関係者の意見調整等を進め、農業生産者への普及・啓発の促進、品種登録表示の明示化、適切な許諾契約の定着等必要な措置を講じ、農業生産現場において混乱が生じない環境整備を図る必要がある。特に、自家増殖に関する現状の把握に当たっては、植物により自家増殖や許諾契約の実態が大きく異なることから、農林水産植物の種類ごとに個別・具体的に調査・検討を進めていく必要がある。

II 個人、中小企業等に対する侵害対策への支援策

1 育成者権侵害に対する相談・助言体制の強化

(1) 現状

- ① 育成者権者に対するアンケート調査によると、育成者権侵害（その疑いのあるものも含む。）を受けた経験があると回答した者のうち、58%は対抗措置等についてどこにも相談していない。独立行政法人種苗管理センター、国（農林水産省）または都道府県に相談しているのは、16%に過ぎない。
- ② 農林水産省は、育成者権侵害等の相談受付を直接行うとともに、ホームページを通じた情報提供を行っている。また、種苗関連業界団体等で構成する植物品種保護戦略フォーラム（事務局：社団法人農林水産先端技術産業振興センター）による関連活動にも参画している。
- ③ 独立行政法人種苗管理センターの品種保護Gメンは、育成者権侵害に係る相談、侵害に関する情報の収集・整理・提供、実態調査等を実施している。品種保護Gメンが受けた侵害に関する相談件数は、平成17年度は36件、平成18年度は9月までに15件に達している。また、品種保護Gメンが生産者組織、ジェトロ等において行った品種保護制度に関する普及・啓発のための講演活動も、平成1

7年度は14件、平成18年度は9月までに8件となっている。

(2) 施策のあるべき方向

- ① 権利侵害に関する知識が不十分であったり、立場が弱かったりする個人、地域団体、中小企業等の制度活用に対し、国として支援を行うことは、品種保護制度の実効性を高めるために重要である。このため、農林水産省及び独立行政法人種苗管理センターは、権利侵害に関する各種情報提供、相談の受付及び助言、政府公報、ホームページ等を通じた啓発活動を引き続き強化すべきである。その際、関連機関等が行う講演会、研修会等の積極的な活用も図るべきである。
- ② 独立行政法人種苗管理センターの品種保護Gメンによる支援活動は、事実上のサービス業務ではあるものの、育成者権者からの期待は大きく、今後、品種保護Gメンの全国配置を進め、また求めに応じ国内外どこにでも出向く体制を整え、全国に散在する多くの育成者権者の支援要請に応えていくことが望ましい。
- ③ 個人や中小企業においては優秀な新品種を育成しながら、必ずしもその活用が十分に行われていない場合がある。このため、埋もれた新品種の活用を促す方策を講ずることが必要である。将来的には、個々の育成者権者からの要請に応じて、育成者権を代行して一括管理し、その保護・活用を図るセンター等の体制整備の可能性についても検討することが適当と考えられる。

2 裁判外での育成者権侵害紛争の適正・迅速な解決

(1) 現状

- ① 育成者権者に対するアンケート調査によると、育成者権侵害（その疑いのあるものも含む。）を受けた経験があると回答した者のうち、何も対抗措置を講じなかったと答えた者は40%に達している。
- ② 一方、同アンケート調査では、権利侵害を受けたときの対抗措置として民事訴訟の提起あるいは刑事告訴したケースは併せて7%程度であり、46%の者は対面交渉、手紙の送付、警告書の送付を通じた相手側との交渉を行っている。

(2) 施策のあるべき方向

- ① 裁判外の紛争処理機関には、育成者権に関する紛争に関し、簡易、迅速かつ権利者及び品種の利用者双方にとって適正な解決を実現する役割が期待される。また、例えば日本知的財産仲裁センターの利用は、手続の密行性が図れること、柔軟な解決が図れること、（裁判外紛争解決促進法施行後に同法の認定団体になれば）時効中断効が付与され得ること、個人ないし中小企業による利用に比較的適していること等の利点がある。

このため、農林水産省としても、これら紛争処理機関の活動を関係者に周知し、より使いやすい環境の整備を進め、その積極的活用を促進する必要がある。

- ② 裁判外の紛争処理機関の活用に際しては、育成者権侵害の解決のために品種の

同一性に関する鑑定等技術的判断を要する場面も多いことから、独立行政法人種苗管理センターの専門的知見及び同品種類似性試験等の活用を図る必要がある（例えば、調停人等の補助者として品種保護Gメンが各紛争処理機関の手續に関与し、調停人等に意見を具申する等）。

Ⅲ DNA品種識別技術開発の促進、水際取締り制度等に関する総合支援策

1 DNA品種識別技術の開発

(1) 現状

- ① 農林水産省のプロジェクト研究等により、現在までに、主要な作目（稲、小麦、いんげんまめ・あずき、いちご、もも及びその近縁種、なし・りんご、茶、いぐさ、しいたけ等）についてDNA品種識別が可能になった。農林水産省では、多発する育成者権の侵害事例の発生に即応して、DNA品種識別技術のマニュアル化（おうとうの事例等）を進め、ホームページ等を通じて公開している。
- ② DNA品種識別サービスに関しては、現在、独立行政法人種苗管理センターのほか、財団法人、民間企業を含めた複数の機関が有料で実施している。
- ③ しかしながら、DNA品種識別技術の開発は、これまで主に公的な研究機関により育種が行われている植物の種類について行われてきており、花き等の民間育成により育種が行われている植物の種類については対応が遅れている。また、DNA品種識別技術に関する情報の国際的な共有化は、これまで十分に行われていない状況にある。

(2) 施策のあるべき方向

① 戦略的な技術開発の促進

DNA品種識別は、品種の同一性に関する鑑定の決定的手段になり得ることから、DNAマーカーの開発は非常に重要である。その際、公的機関の育成品種・植物の種類に関するDNAマーカーの開発だけでなく、民間育成品種・植物の種類への拡大、コスト、迅速性等の観点も含め、これまでの開発の状況やニーズに基づいた戦略的なマーカー開発に、産学官が協力して取り組むべきである。

② 技術の普及体制の整備

農林水産省としては、個別に開発されたDNA品種識別技術の妥当性を検証し、共通ガイドラインとしての確立を図るべきである。また、海外も含め多くの研究機関等で個別に開発されているDNA品種識別技術に関する情報の収集・提供を進め、国際的な標準化・共有化を図ることにより権利侵害対策支援を強化すべきである。

③ 権利侵害に備えたDNAの保存

独立行政法人種苗管理センターとしては、今後登録される栄養繁殖性植物も含むすべての登録品種について、DNAを抽出可能な植物体の一部を保存する等、将来の権利侵害に備え迅速・公正に鑑定ができる体制を構築すべきである。

④ 戦略的な検討体制の確立

以上を総合的に検討し方向性を定めるため、産学官による戦略的な検討体制の確立を図る必要がある。

2 水際取締り制度の利用

(1) 現状

- ① これまでに、いんげんまめ、あずき、いちご、いぐさ、カーネーション、きく等で登録品種の無許諾輸入による育成者権侵害事例が発生している。
- ② このような侵害に対処するために、平成18年までに関税込率法及び関税法が相次いで改正された。その結果、育成者権侵害物品が輸入禁制品及び輸出禁制品に指定され、税関による水際取締りの対象となり、育成者権者等が侵害品の輸出入の差止めを申し立てることが可能になった。また、認定手続において、税関長が農林水産大臣に対して意見照会を行う制度も新設されている（平成17年）。
- ③ これまでに、いぐさ（平成15年）及びおうとう（平成18年）に関し、育成者権侵害に基づく輸入差止申立てが受理された実績があり、いぐさについては平成17年に、実際に関税込率法に基づく輸入差止めが税関により実施された。

(2) 施策のあるべき方向

- ① 育成者権者に対して水際取締り制度の周知を図り、その活用を促すとともに、輸出・輸入業者への種苗法及び関税法の周知を徹底する必要がある。
- ② 農林水産省は、税関当局との協力体制を強化すべきである。特に、育成者権者が権利侵害品の輸出入の差止めを申し立てるためには、外観による識別で侵害認定が十分可能な場合を除き、税関当局からDNA品種識別方法等の鑑定書の提出が求められることから、これら要請に的確に答えられるように、加工品を含めたより多くの植物の種類のDNA品種識別技術の開発を進める必要がある。また、税関当局と協力して侵害認定手続の簡素化に努める必要がある。

IV 意図せぬ権利侵害を防ぐための制度の普及啓発、適正な契約の定着促進の方策

1 登録品種であることの表示の取組み

(1) 現状

- ① 種苗法第22条は、登録品種の種苗を譲渡する場合には当該登録品種の名称を使用することを義務付けているが、登録品種である旨の表示に関する規定はない。
- ② 近年、現に品種登録されていない品種に対し、品種登録に関する虚偽の表示や紛らわしい表示がなされて販売される例が見られるが、このような表示は、本来自由な利用に供されるべき品種について特定人の許諾が必要であるかのような印象を与える上、真正な品種登録表示に対する信頼を害することにもなる。
- ③ 登録表示に関する民間の取組例としては、種苗商品カタログに品種登録番号を記載する例が見られる他、植物品種保護戦略フォーラムが登録品種・仮保護期間

中を表わす「PVP」マーク（商標登録済み）の普及に取り組んでいる。また、海外から輸入される切り花等の収穫物に、正規品である旨のステッカーを貼付する例等が見られる。

（２）施策のあるべき方向

- ① 登録品種である旨の表示の法制化（努力義務化）を検討すべきである。
- ② 登録品種以外の品種に虚偽の品種登録表示を付する行為を禁止することを検討すべきである。
- ③ 法制化の検討に際しては、流通の現状に配慮しつつ、実効性があり、かつ現場に混乱を来さない制度設計に努める必要がある。

2 適正な許諾契約の定着促進

（１）現状

- ① 国及び独立行政法人種苗管理センターは、品種保護制度の周知・啓発活動として、各種パンフレット、ポスター、講演、出版物、ホームページ等を通じた情報提供を実施している。
- ② 植物育種に関する教育機関（農業高校及び大学農学部等）においては、品種保護制度に関する講座の開設が進んでいる状況にはない。
- ③ 登録品種を育種等の試験研究目的で利用することは、種苗法上、育成者権の効力の範囲外とされている。しかしながら、現実の利用許諾契約において、供給した登録品種の種苗を新たに育種素材として利用する行為を禁ずる旨の条項を設ける例が見受けられる。

（２）施策のあるべき方向

- ① 農業者、育成者に対する種苗法の正確な理解の普及促進を図るとともに、政府公報・ホームページその他を通じた周知・啓発活動を引き続き推進すべきである。
- ② 品種保護制度に関する教育カリキュラムの導入、学習副読本の製作・配布等により、農業高校及び大学農学部等における植物新品種保護の意識啓発及び関連知識の普及を図るべきである。
- ③ 植物新品種に係る広告及び利用許諾契約の適正化に向けた取組みが必要である。法律が定める以上の制約を契約により相手方に課すいわゆるオーバーライド条項の有効性は、育成者権の利用許諾契約においても問題となり得るため、そのような条項の社会的影響及び適法性について十分に吟味する必要がある。

V 海外での権利取得に対する支援策

1 現状

- （１）平成16年の我が国から外国に対する品種登録出願は、韓国が8件（登録数74件）、中国は10件（登録数3件）、EUは26件（登録数37件）となっており、

外国から我が国への登録に比べて少ない状態にある。

- (2) 育成者権者に対するアンケート調査によると、海外への出願予定がないと回答した者は全体の約7割である。その理由として、国内販売を想定、当該国で適切に保護できるか不安という理由のほかに、出願手続等の不案内を挙げた者が約2割ある。
- (3) アジア地域におけるUPOV締結国は、日本（91年条約）、中国（78年条約）、韓国（91年条約）、シンガポール（91年条約）である。中国は、現状では全植物を保護対象としておらず、我が国は保護対象範囲の早期の拡大を要請しているところである。また、韓国については、2009年までに保護の対象を全植物に拡大する予定であるが、我が国としては、可能な限り早期の実施を要請しているところである。
- (4) アジア地域における品種保護制度の充実、強化を促進するための協力としては、UPOVと協力して品種保護制度に関するアジア諸国向けのセミナーや、審査能力向上のための地域会合等を、JICAと協力して発展途上国に対し品種登録制度に係る研修をそれぞれ開催している。
- (5) EUにおいては、欧州植物品種庁（CPVO）の設置により、既に品種登録制度（審査及び手続）の域内の統一化及び集中化が実現している（平成18年11月には、農林水産省と欧州植物品種庁との間で審査協力が合意された）。アジアでは、日本・中国・韓国の審査協力の推進に向けた取組みが緒に就いたところである。

2 施策のあるべき方向

- (1) 潜在的な権利侵害の可能性が大きい品種保護制度の整備や浸透の遅れているアジア諸国等に対し、様々な場面・レベルにおいて、保護対象植物の拡大をはじめ品種保護制度の整備・拡充、制度運用の改善等を強く働きかけていくべきである。それと同時に、それらの国々が必要とする審査技術の向上、人材育成、権利侵害に対するDNA品種識別技術の開発等に関する協力を進める必要がある。
- (2) 我が国の新品種育成者が、海外での登録出願を円滑に実施するため、各国の品種保護制度に関する情報の蓄積及び実際に出願する場合の指針の作成を進める必要がある。このため、「海外出願モデル事業」を実施し、これを通じて得られた日本からの登録出願の進め方、当該国内での利用者との許諾契約の実際等に関する詳細情報を、我が国の育成者権者に広く提供し、新品種の外国出願の促進に役立てるべきである。
- (3) EU、中国、韓国等との審査協力を進め、これらの国との登録審査方法の調和及び審査データの相互利用を進めるべきである。将来的には、EUのように品種登録制度そのものを地域あるいは世界レベルにおいて統一化・集中化することを、段階的に目指すことも適当と考えられる。
- (4) 外国において育成者権を取得することは、現地において権利侵害への対応に不可欠であること等、海外で権利取得を行う必要性について周知を図るべきである。

VI 海外での育成者権の戦略的な行使方策

1 現状

- (1) 我が国は、これまで経済連携協定交渉（E P A交渉）や知的財産保護官民合同ミッションの派遣等の場面において、アジア諸国に対し、植物新品種保護制度の整備・拡充を強く要請してきている。
- (2) 中国、韓国における育成者権取得・権利侵害対策マニュアルを作成し、関連する育成者権者等に配布するとともに、ホームページ等により広く公開している。
- (3) 農林水産省は平成18年度より、我が国の育成品種の海外輸出を促進する観点から、輸出後に現地で無断増殖されて我が国にその収穫物が逆輸入された場合等の有効な対抗手段を事前に用意しておくため、輸出品目に関するDNA分析による品種識別技術の開発支援を行っている。平成18年度はりんどう、きく、しば、らっかせいを対象にして開発に取り組んでいる。

2 施策のあるべき方向

- (1) 中国、韓国等のアジア諸国に対し、引き続き、品種保護制度の整備拡充、権利侵害に対する実効性のある体制の整備と取締りの強化徹底を、様々な場面で求めていくべきである。
- (2) 海外における品種保護制度の運用実態、海外の生産者に対する許諾事例及び紛争事例の調査・研究を進める必要がある。これにより、過去の紛争事例と併せて我が国の育成者権者として留意すべき点を明らかにし、我が国の育成者権者に広く提供していく必要がある。

外国への出願・許諾契約についての判断材料となる情報に関しては、中国以外の各国についてもその収集等を進めるべきである。
- (3) 海外に輸出された我が国のオリジナル品種が、現地で無許諾で増殖される等の将来の権利侵害に備え、輸出を促進する植物品種のDNA品種識別技術の開発に対する支援を行うべきである。これにより、新品種の種苗・収穫物の輸出、海外での育成者権の行使に対する不安を解消し、我が国農産物の輸出の増大に寄与することが期待される。

別 添

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会
「制度分科会」報告

1 はじめに

- (1) 第2回農林水産省知的財産戦略本部決定（平成18年6月2日）において、農林水産省における知的財産戦略の対応方向が示され、植物新品種保護の関係では、「権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直しや、海外での育成者権の戦略的な取得・活用について検討し、年内を目途に戦略策定」することが盛り込まれた。
- (2) これを受けて、農林水産省においては、「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」を開催し、制度改正の可能性を視野に入れた課題については、別途「制度分科会」を開催して検討すべきであるとされたことを受け、本分科会において、本年8月から3回にわたる検討を踏まえ、「権利侵害に対しより有効で使いやすい制度への見直し」に関する考え方について、以下のとおり制度分科会としてのとりまとめを行ったので報告する。

2 基本的な方向性について

- (1) 品種登録制度は、平成10年の種苗法改正により育成者権が知的財産権として明確に位置付けられ、平成15年及び平成17年の改正により権利の内容が強化された（罰則の対象拡大及び法人に対する罰金刑の引上げ、加工品への育成者権の効力の拡大、存続期間の延長等）。
- 近年、育成者権の活用に対する一般の理解・認識が高まるにつれ、育成者権侵害の事例が顕在化し、育成者権の権利性に対する認識が広がっている状況にある。
- このような状況の下、育成者権については、これを円滑かつ実効的に行使するための制度的手当ての必要性が各方面で認識されるようになっている。
- (2) 「知的財産推進計画2006」（平成18年6月8日内閣知的財産戦略本部決定）においても、品種保護制度の関係で次のような項目が盛り込まれたところである。
- ① 植物新品種の保護制度を、より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備等、種苗法及び関連する品種保護対策の在り方について、2006年度から多面的に検討し、必要に応じ制度を整備する。
 - ② 知財権侵害に対する抑止効果を高めるため、2006年度も引き続き、（著作権及び）育成者権の侵害に係る刑罰（懲役）の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備する。
- (3) 以上の状況にかんがみ、育成者権を「より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備」及び罰則の見直しについては、以下のとおり、必要な制度改正を検討すべきである。

① 品種登録表示の導入

登録品種の種苗に登録品種である旨の表示を付することを努力義務化するとともに、登録品種以外の品種に登録品種である旨の表示等を付する等の行為を禁止することを検討すべきである。

② 民事訴訟の特則の導入

育成者権侵害訴訟における証拠の偏在等による主張立証の困難を救済し、訴訟における争点を明確化して審理を充実するため、他の知的財産法の動向にも配慮しつつ、次のような民事訴訟の特則を導入することを検討すべきである。

ア 侵害事実の立証の特則

- (ア) 行為の具体的態様の明示を相手方に義務付ける規定を新設する。
- (イ) 書類提出命令（種苗法第36条）の対象を拡大し、提出の要否を判断するために裁判所が書類を提示させる手続（インカメラ手続）を導入する。

イ 損害額の立証の特則

- (ア) 損害額の推定に関する規定（種苗法第34条）を拡充する。
- (イ) 損害計算の鑑定人に対する説明を当事者に義務付ける規定を新設する。
- (ウ) 裁判所が相当な損害額を認定することができる旨の規定を新設する。

ウ 営業秘密の取扱いの特則

- (ア) 裁判所による秘密保持命令の制度を新設する。
- (イ) 当事者尋問等の公開停止に関する規定を新設する。

③ 罰則の見直し

他の知的財産法の動向にも配慮しながら、育成者権侵害罪等の罰則の引上げ、懲役刑と罰金の併科の導入について検討すべきである。

- (4) なお、将来的には、国等による品種識別に関する鑑定を制度化する可能性についても検討すべきである。

3 品種登録がされている旨の表示の適正化について

- (1) 種苗法は、登録品種の特性及び名称等を官報で公示し、品種登録簿に記載することとしているが、種苗（種子、穂木等）の外観だけから直ちに品種を特定することは困難な場合が多い。そこで、種苗法は、登録品種の種苗を譲渡する者に登録品種の名称の使用を義務付け（第22条第1項）、違反者を10万円以下の過料に処することとして（第62条）、種苗取引の安全及び種苗流通の適正化を図っている。

- (2) 種苗に登録品種の名称を使用することにより、品種を特定することができるが、直ちにはそれが登録品種であることまでは判明しないことが通常である。そこで、近年、種苗会社等において種苗の包装やカタログに登録品種である旨を記載したり、正規品である旨のステッカーを貼付する例が増えている。こうした取組みは、育成者権の実効的な行使を可能にするとともに、利用者にとっても登録品種か否かを区別する手がかりとなり得るため、利用者による意図しない育成者権侵害（無断増殖、無断増殖に係る種苗の外国への持出し等）を予防する効果を持ち得るものとして有用であることから、その適正な表示の普及を図る必要がある。

一方で、品種登録表示は現に登録されている品種に付されることが必要であるに

もかわらず、近年、登録品種でない品種の種苗について、その包装やカタログに登録品種である旨や虚偽の品種登録番号を記載し、利用者の信頼を害する事例が増えているため、品種登録表示の適正化を図る必要が生じているが、種苗法において、この種の事案に対処することができないという問題がある。

(3) 品種登録表示の導入について

- ① 種苗法において、登録品種の種苗を譲渡する場合に、品種登録がされている旨の表示を付することを努力義務として課することを検討すべきである。
- ② 品種登録表示を付する主体については、育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者とすべきであるが、併せて、品種登録表示を小売段階まで行き渡らせる（農業生産者等による意図せぬ侵害を防ぐ）という目的からは、表示を努力義務に止めることを前提として、登録品種の種苗を譲渡する者一般とすることについても検討する必要がある。
- ③ 品種登録表示の客体については、種苗法第22条第1項の品種名称の使用義務が種苗を対象としていることとのバランスや種苗流通の実情にかんがみ、種苗とする方向で検討すべきである。
- ④ 表示の内容については、おおむね品種登録がされている旨の文字、品種登録番号とする方向で検討すべきであるが、先行する取組み及び種苗流通の実態にも配慮すべきである。
- ⑤ 表示の具体的方法については、登録品種の種苗を利用する者に適切に登録品種である旨を知らせるといふ本来の趣旨を踏まえ、種苗流通の実態及び表示に要するコスト等にも配慮しつつ検討すべきである。

(4) 虚偽の品種登録表示の禁止について

- ① 種苗法において、登録品種以外の品種の種苗やその包装等に、虚偽の品種登録表示（品種登録表示と紛らわしい虚偽の表示を含む。以下同じ。）を付する等の行為を禁止すべきである。
- ② 禁止すべき行為としては、種苗に虚偽の表示を付する行為（品種登録が失効した種苗に品種登録表示を付する行為を含む。）、虚偽の表示を付した種苗を譲渡する行為等を対象とした上、故意にこれらの行為を行った者に罰則を科すことを検討すべきである。
- ③ 虚偽表示の客体については、前記（3）③の品種登録表示の客体と同じく種苗とすることが考えられるが、一方で、虚偽表示は広く禁止すべきである行為ともいえることから、より広く収穫物及び加工品を対象とすることについても併せて検討すべきである。

4 民事訴訟の特則の導入について

(1) 行為の具体的態様の明示を相手方に義務付ける規定

- ① 育成者権侵害訴訟は、民事訴訟の一類型であり、民事訴訟の原則に従い、育成者権者は侵害事実を具体的に主張（立証）しなければならない。しかしながら、侵害を裏付ける事実は相手方に偏在しており、市場において侵害品（植物体）を品種の同定識別（比較類似性試験等）に適する形態で入手できるとは限らない。そのため、相手方が育成者権者の主張を否認し、不誠実な訴訟態度に終始した場合、育成者権者において相手方の行為の態様を明らかにすることができず、十分な審理を行うことができないおそれがある。
- ② また、育成者権の効力は、登録品種の従属品種（第20条第2項第1号）及び交雑品種（同項第2号）に対しても及ぶところ、これらの違法利用に対して侵害訴訟を提起する場合、育成者権者は、従属品種については、従属品種の育成方法を、交雑品種については、交雑品種の親品種が登録品種であることを請求原因として主張する必要がある。しかしながら、これらは一般に相手方のみが知りうる事実であることから、相手方に行為の具体的態様を明示させる必要がある。
- ③ そこで、具体的態様の明示義務について規定している特許法第104条の2等の規定を参考とし、相手方に準備書面一般の記載事項として否認の理由を明らかにすることを求めている民事訴訟規則第79条第3項の特則として、種苗法に訴訟の相手方に行為の具体的態様の明示を義務付ける規定を導入する必要がある。

具体的には、侵害行為を組成したものとして主張する種苗等の具体的態様を否認するときは、相手方は自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととし、ただし、このような場合であっても、営業秘密が含まれていたり、主張すべき理由が何もないときのように自己の行為を明らかにすることができない相当な理由がある場合には、明示義務を課さないことを検討すべきである。

（2）書類提出命令の対象拡大及びインカメラ手続の導入

- ① 育成者権侵害訴訟においては、民事訴訟の原則により、育成者権者が権利侵害の事実を（主張）立証しなければならない。そのためには、育成者権者において、侵害品とされる植物体を入手したり、相手方における栽培実態及び種苗等の入手経路を調査する必要があるが、相手方に証拠が偏在し、育成者権者において知り得ない事実が含まれ、育成者権者が証拠を収集することは一般に困難である。
- ② 種苗法第36条によれば、損害の計算をするために必要な書類については、提出を拒む正当な理由がある場合を除き、提出命令の対象とすることができる。一方、権利侵害の立証に必要な書類については、種苗法に規定がなく、民事訴訟法に基づき文書提出命令の申立てをすることになるが、「技術又は職業の秘密に関する事項（同法第197条第1項第3号）」が記載された文書には提出義務がない（同法第220条第4号ハ）。
- ③ しかしながら、育成者権侵害の事実を立証する書証には、相手方の営業秘密に関連するものが典型的に多いことから、上記の民事訴訟法の原則によった場合、育成者権侵害訴訟において営業秘密が記載された文書はすべて文書提出命令の対

象とすることができず、育成者権者は立証の手段を失うことになりかねないところであり、かかる立証の困難性を救済する必要がある。

- ④ そこで、書類提出命令について規定している特許法第105条等の規定を参考とし、種苗法第36条の文書提出命令の対象に、侵害行為について立証するために必要な書類を加え、その提出の要否を営業秘密の有無ではなく書類の提出を拒む正当な理由（種苗法第36条ただし書）の有無により裁判所が判断することとし、裁判所は、書類提出命令の審理に当たり、書類の提出を拒む正当な理由の有無を判断するために必要なときは裁判所が書類の所持者にその提示をさせることができる手続（インカメラ手続）等を整備することを検討すべきである。

（3）損害額の推定に関する規定の拡充

- ① 育成者権侵害訴訟において、育成者権者は、損害額（民法第709条）を主張、立証しなければならないが、侵害行為との因果関係を主張、立証することが困難であることから、種苗法第34条は、第1項において侵害者の得た利益額を損害額として推定し、第2項において許諾料相当額を損害額として賠償請求することができる（これを超える額の賠償請求を妨げない。第3項）こととして、損害額の立証の困難を軽減している。
- ② しかしながら、同条第2項の許諾料相当額は、損害額として最低限認められる額であり（第3項参照）、第1項の侵害者の得た利益額についても、特許等の侵害品の場合と同様に、育成者権の侵害品は正規品の価格と比べて廉売される場合が多いことから、推定された損害額が過小になりやすいという問題がある。
- ③ そこで、損害額の推定について規定している特許法第102条第1項等の規定を参考とし、廉売されがちな侵害品の価格を損害額推定の基礎とする現在の規定（種苗法第34条第1項）に加え、正規品の価格を基礎とした損害額の推定規定を新たに設ける必要がある。

具体的には、現行の種苗法第34条を改正し、育成者権者が販売し得た正規品（種苗等）の単位数量当たりの利益額に侵害者の譲渡した侵害品（種苗等）の数量を乗じた額を育成者権者の実施能力に応じた額の限度において損害額とすることとし、ただし、侵害者の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者が販売できない事情がある場合には、その事情に応じた額を控除する旨の規定を追加することを検討すべきである。

（4）損害計算の鑑定人に対する説明を当事者に義務付ける規定

- ① 育成者権侵害訴訟において、損害額を立証する書類は多岐にわたり（売掛帳、売上元帳、納品伝票控、請求明細書控、受領書、在庫伝票、仕入元帳、買掛帳、納品書、損益計算書及びその付属明細書、総勘定元帳、確定申告書及びその添付書類控等）、膨大な書類が提出されることもある。そうした場合、裁判所は、民事訴訟法の規定に基づき、損害計算のため公認会計士や税理士等の専門家に鑑定を命じることができる。

- ② しかしながら、上記の書類には、関係者しか知り得ない略号が記載されていたり、電子化された帳簿類のデータを印刷したものであれば、文書の所持者から説明を受けなければ部外者である鑑定人が理解することは困難であるが、民事訴訟法上、当事者が鑑定人の調査に協力する義務はないとされている。
- ③ そこで、特許法第105条の2等の規定を参考とし、裁判所が損害額の計算をするために必要な事項について鑑定を命じた場合に、当事者が計算鑑定人に対し、当該鑑定をするために必要な事項を説明しなければならない旨の規定を設けることを検討すべきである。

(5) 裁判所による相当な損害額の認定に関する規定

- ① 民事訴訟法第248条（損害額の認定）は、民事訴訟一般について、権利侵害の事実が立証されたことを前提として、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難である場合に損害額の立証に関する証明度を軽減することができることとしている。
- ② しかしながら、育成者権侵害訴訟においては、侵害事実が立証され、損害が生じていることは明らかであるのに、損害額を立証するために必要な事実（販売数量や販売額等）の立証が極めて困難であるため、損害額の算定が困難な場合があり得ることから、損害の性質上、その額の立証が極めて困難な場合だけでなく、損害額を立証するために必要な事実を立証することが、当該事実の性質上、極めて困難な場合についても、裁判所による相当な損害額の認定を認める必要がある。
- ③ そこで、特許法第105条の3等の規定を参考とし、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合、裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠に基づいて相当な損害額を認定することができる旨の規定を設けることを検討すべきである。

(6) 秘密保持命令制度の導入

- ① 育成者権侵害訴訟においては、新品種の育成に関する営業秘密（交配又は選抜、育種素材、育種法等に関する情報）、種苗又は収穫物の販売や許諾に関する営業秘密（許諾契約、市場調査、顧客情報等に関する情報）、製品等に関する営業秘密（市場調査、植物体の特定成分等に関する情報）等が準備書面又は証拠として訴訟に顕出され得る。こうした状況は、育成者権者にとって侵害訴訟の提起及び追行をためらわせる要因となり得るほか、相手方にとっても十分な防御活動を行う上での支障となるおそれがある。
- ② そこで、営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）を侵害訴訟に準備書面又は証拠として顕出することを容易にし、営業秘密の保護及びこれを通じた侵害行為及び損害額の立証の容易化、防御活動の容易化を図るための規定が必要である。
具体的には、特許法第105条の4ないし第105条の6の規定その他の知的財産法に導入されている秘密保持命令制度にならい、育成者権侵害訴訟において

も訴訟において顕出された営業秘密の保持を当事者等に裁判所が命じることができ秘密保持命令の制度を設け、所要の手續規定を整備し、他の知的財産法における秘密保持命令違反の罪（特許法第200条の2及び第201条等）を参考とし、秘密保持命令に違反した者に対する罰則を設けることを検討すべきである。

(7) 当事者尋問等の公開停止に関する規定

- ① 育成者権侵害訴訟においては、前記(6)①のような新品種の育成に関する営業秘密が主張又は証拠として顕出され、関連事項についての当事者尋問が実施されるという状況が典型的に想定される。民事訴訟における当事者尋問は、公開の法廷で行われることが原則であるが、場合によっては、これを非公開としなければ、育成者権者にとって侵害訴訟の提起及び追行をためらわせる要因となり得るばかりか、営業秘密を保有する相手方当事者等にとっても十分な防御活動を行う上での支障となるおそれがある。
- ② そこで、育成者権侵害訴訟において、当事者等の営業秘密の取扱いに十分に配慮するため、特許法第105条の7等と同様の手續及び要件により当事者尋問等の公開を停止できる旨の規定を導入する必要がある。

具体的には、侵害訴訟の当事者等が、公開の法廷において、侵害事実の有無に関する事項で営業秘密に該当するものについて陳述することにより、当事者の事業活動に著しい支障を生じることが明らかであるために当該事項について十分に陳述することができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とする権利侵害の有無について適正な判断をすることができないと認められる場合は、裁判所は、裁判官全員一致の決定により、当該尋問を公開しないで行うことができる旨の規定を設けることを検討すべきである。

5 罰則の見直しについて

(1) 育成者権侵害罪の罰則の見直し

- ① 種苗法の育成者権侵害罪の罰則は、平成10年改正により種苗段階での権利侵害について3年以下の懲役又は300万円以下の罰金とされていたものが、平成15年改正により収穫物段階の権利侵害が罰則の対象とされるとともに、法人に対する罰金刑が1億円以下に引き上げられ、平成17年改正により加工品段階の権利侵害が罰則の対象に追加されたところである（第56条、第60条）。
- ② 平成18年6月には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の侵害罪の罰則が大幅に引き上げられ、特許権、意匠権及び商標権（直接侵害）については、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科（法人は3億円以下の罰金刑）、実用新案権については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科（法人は3億円以下の罰金刑）とされた。
- ③ 育成者権については、その財産的価値が重視されてきているほか、種苗は容易かつ大規模に増殖することが可能であり、侵害の結果、甚大な損害をもたら

すおそれがあること等にかんがみ、故意に基づく侵害に対する十分な抑止力を確保することを検討する必要がある。知的財産推進計画2006においても、「(著作権及び)育成者権の侵害に係る刑罰(懲役)の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備する」ことが求められている。

そこで、他の知的財産法における罰則との均衡にも配慮しつつ、育成者権侵害罪についても、他の知的財産法と同等の水準に法定刑を引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科の必要な見直しを行うことを検討すべきである。

(2) 詐偽の行為により登録を受けた者に対する罰則の見直し

- ① 種苗法の平成10年改正以降、平成15年改正及び平成17年改正を通じ、育成者権の内容(権利の範囲及び存続期間等)及び侵害罪の罰則が強化されている。仮に、種苗法に民事訴訟の新たな特則を導入し、罰則を引き上げることとなれば、更に育成者権の内容は強化されることから、審査官を欺いて品種登録を受ける行為の違法性についても今以上に高まるものと考えられ、また、こうした行為は、適正な審査を害する行為であることから十分に抑止する必要がある。
- ② そこで、他の知的財産法における罰則との均衡にも配慮しつつ、詐偽の行為により品種登録を受けた者に対する罰則(種苗法第57条。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)についても、法定刑の引上げ等の必要な見直しを行うことを検討すべきである。

6 品種識別鑑定について

- ① 独立行政法人種苗管理センターが、育成者権者等の依頼に基づいて行っている品種類似性試験には、次の3つの手法がある。
 - ア 外観による特性比較(簡易かつ迅速に類似性の程度について客観的資料を得ることができる。ただし、栽培条件の違いにより、特性の発現が異なる場合が多く、また、外観からは生理的特性の判別が難しい等の理由から、判別が困難な場合が多い。)
 - イ 比較栽培(信頼性の高い結論が得られる。ただし、侵害品から植物体の再生が困難な場合があるほか、栽培適期が限られ、栽培に一定の期間を要する。)
 - ウ DNA品種識別(迅速かつ客観的な判断が可能であるが、現状では対応できる植物の種類及び品種が限定されている。)
- ② 上記の品種類似性試験の結果は、侵害の有無を判断するための重要な資料となり得ることから、独立行政法人種苗管理センターによる事実上のサービスにとどめておくのではなく、国が品種識別について鑑定を行う制度とすることが必要ではないかという意見が一部の委員から出されたところである。
- ③ これについては、品種識別に関する鑑定は、侵害対策の一環として期待されるものの、権利侵害における鑑定といった迅速な対応が要求される場面では、DNA品種識別が有効な手段であり、現状ではDNA品種識別の対象とする植物の種

類・品種は相当限られている。このため、当面はDNA品種識別等鑑定に関連する技術的基盤の確立を急ぐべきである。その上で、将来的には、国等による品種識別に関する鑑定を制度化する可能性についても検討すべきである。

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会の開催について

1 委 員

- 岩元 睦夫 ((社)農林水産先端技術産業振興センター理事長)
梶浦 一郎 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構理事)
岡田 篤 (株福島天香園代表取締役社長)
酒井 洋介 (株サカタのタネ法務部長)
(座長) ○渋谷 達紀 (早稲田大学法学部教授)
関 一男 (栃木県農務部経営技術課長)
△寺田 雅一 (タキイ種苗(株) 法務課長)
(座長代理)○土肥 一史 (一橋大学大学院国際企業戦略科教授)
福井 陸夫 (株北研食用菌類研究所技術顧問)
福田 高志 (伊藤忠商事(株)食料カンパニー生鮮・食材部門部門長補佐)
○前嶋 恒夫 (全国農業協同組合中央会常務理事)
○松尾 学 (キリン・アグリバイオ(株)代表取締役社長)
○松本 好史 (弁護士 (大阪弁護士会))
○矢花 公平 (弁護士 (東京弁護士会))
山手 太郎 (有精興園専務取締役)

(○印は制度分科会委員と兼任、△は制度分科会委員のみ)

2 検討経過

- | | |
|-----------------|------------------|
| 7月25日(火)10:00～ | 第1回検討会 |
| 8月 2日(水)14:00～ | 第1回制度分科会 |
| 8月25日(金)13:30～ | 第2回制度分科会 |
| 8月31日(木)13:30～ | 第2回検討会 |
| 9月26日(火)13:30～ | 第3回検討会 (論点整理) |
| 10月 5日(木)13:30～ | 第3回制度分科会 |
| 10月26日(木)11:00～ | 第4回制度分科会 (とりまとめ) |
| 〃 13:30～ | 第4回検討会 (中間とりまとめ) |
| (11月10～30日 | パブリックコメント募集) |
| 12月19日(火)13:30～ | 第5回検討会 (最終報告) |